

令和5年度 板橋区立志村第五中学校 学校経営方針

校長 関 一 彦

I めざす学校像

◎本校の教育目標

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 自ら考え行動し、進んで学ぶ人2 思いやりの心を持ち、社会貢献できる人3 豊かな情操と体力をはぐくみ、心身共に健康な人 |
|--|

◎めざす学校の姿

夢にむかって全力を尽くし、社会に貢献しようとする自立した生徒を育成する学校

- (1) 夢や希望をかなえるための学力を身に付けることができる学校
- (2) 社会に貢献しようとする態度を育むことができる学校
- (3) 自尊感情と自己肯定感が高められ、高い人権意識を育むことができる学校
- (4) 自己の健康・体力向上を図る能力を育むことができる学校

◎めざす生徒の姿

「進んで学ぶ態度」「社会貢献」「豊かな心」「健康・体力」が身に付いた生徒

- (1) 将来の夢や希望をかなえるために「進んで学ぶ態度」を身に付けた生徒
 - ① すべての教科の授業に興味・関心をもって参加し、家庭学習を計画できる生徒
 - ② 自分の考えを持ち、根拠を基に伝え、友達の意見を聞く姿勢をもつ生徒
- (2) 学校・学年・学級のためにという「社会貢献」の心をもつ生徒
 - ① 生徒会活動、係活動等に主体的に取り組む生徒
 - ② 自ら考え、判断し、行動することのできる自立した生徒
- (3) 相手の立場に立って考えることのできる「豊かな心」をもつ生徒
 - ① 誰に対しても態度を変えることなく、偏見や差別を見抜き、しない、許さない生徒
 - ② 心身ともに健康で、豊かな感性を持ち、思いやりのある生徒
- (4) 将来にわたって「健康な体、体力」を自ら創っていく生徒
 - ① 運動することの意義を理解し、体力向上に努める生徒
 - ② 自分自身の健康に対する関心を持ち、健康を保持・増進しようとする生徒

◎めざす教師の姿

学校組織の一員としての自覚が高く、報告・連絡・相談を迅速に行える教職員

- (1) 体罰等の服務事故を絶対に起こさない等、危機管理意識が高い教職員
- (2) 生徒の主体的な学習態度を育む授業改善に努め、学び変え続ける教職員
- (3) 人権意識が高く、誰に対しても公平、公正に接するとともに丁寧な言葉遣いを心がける教職員
- (4) 学校経営参画意識を強くもち、常に組織の一員としての自覚と責任をもって共通理解・共通実践ができる教職員

II 中期的な目標と方策

(1) 自ら考え行動し、進んで学ぶ生徒

- ① 日常生活に主体的・自主的な活動を促し、自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力を育成する指導を通し、生涯を通じて学び続ける心と体の基礎づくりができる指導を行う。
- ② 教科の特性に応じて、課題解決学習、協働学習、体験的な活動を取り入れ、生徒の興味・関心を高め、主体的な学習態度を育む。
- ③ 「少人数による習熟度別授業」「学力向上専門員」等を活用し、生徒一人一人に応じたきめ細かい指導を行う。

(2) 思いやりの心を持ち、社会貢献できる生徒

- ① すべての教育活動において、人間尊重の精神を基調として、一人一人の人格を認め、生命尊重・男女平等々人権尊重の精神を養い、人権意識の向上を図る指導を行う。
- ② 生徒や地域社会の実態をふまえ、「豊かな心」を育てることを重点とし、基礎・基本の定着、知育・徳育・体育の調和のとれた指導を行う。
- ③ 道徳教育を全教育活動で行い、その要となる道徳の授業を重視し、いじめや差別の根絶等自他を慈しみ生命を大切にすする心の教育を行う。

(3) 豊かな情操と体力をはぐくみ、心身共に健康な生徒

- ① 健康・安全教育および運動に親しむ習慣を身に付けさせ、生涯学習の基礎として、食育の推進、健康増進・安全管理と体力向上を図る指導を行う。
- ② 体験学習を通して、感謝する心や奉仕する心を育てる指導を行う。
- ③ 学年・学級経営の充実を図り、主体的に活動する態度を養い、好ましい人間関係を構築し、集団・個々の資質向上を図る指導を行う。
- ④ 運動競技を通して記録に挑戦することや努力することを尊ぶ態度、健康増進など、スポーツが個人や社会にもたらす効果について指導を行う。

Ⅲ 本年度の重要課題、指導の重点、取り組み目標と方策

◎本年度の重要課題

- 1 将来の夢や希望をかなえるための「進んで学ぶ態度」を身に付けた生徒
- 2 学校・学年・学級のためにという「社会貢献」の心をもった生徒
- 3 相手の立場に立って考えることのできる「豊かな心」をもった生徒
- 4 将来にわたって「健康な体、体力」を自ら創っていきける生徒

◎本年度の指導の重点

1 学習指導について

- (1) 規律ある授業、落ち着いた学習環境づくりへの共通認識を全教職員でもち、「家庭学習のてびき」を生徒・保護者に配付し、家庭学習の習慣を身に付けさせる。
- (2) 課題解決学習や学習成果の発表の場を設け、根拠を基に自分の考えを述べることのできる生徒の育成に向けて志五中スタイルを全教科で取り組み、読み解く力の向上を図る。
- (3) 「自力解決」「集団解決」「発表」「振り返り」「まとめ」の流れによる板橋区授業スタンダードを取り入れ生徒が自らが主体的に学ぶ授業への改善をさらに進める。
- (4) 基礎的読解力の6つの分類を意識し、読み解く力の向上を図る。
- (5) 指導計画や週案に基づき指導の重点を明確にし、東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査結果、全国学力・学習状況調査の結果を客観的に分析し、発問、教材の工夫、指導法や評価法の工夫改善をすることで学力の向上を図る。
- (6) 補充教室を学校全体で、計画的に行い基礎的・基本的な学力の向上を図る。
- (7) 生徒の授業の振り返り評価並びに学校評価の結果を基に、より充実した授業を提供できるよう授業改善に努める。
- (8) 道徳教育推進教師を中心として特別の教科道徳の時間を充実させ、いのちの尊さ、感謝の心、思いやりの心を育てるとともに、道徳的な価値を高め実践力を育成する。
- (9) 将来にわたって自ら健康な心身を創ろうとする姿勢、態度を育てるとともに、全教育活動を通して食育を推進する。
- (10) 朝読書の定着に全教員で取り組み、豊かな人間性を育成するとともに、落ち着いた学校生活を送らせる。
- (11) 舟渡小学校と連携し、9年間の「学びの連続性」を意識し、夢や希望をかなえるための学力を身に付ける。

2 生活指導について

- (1) 基本的生活習慣の確立と、礼儀を重んじ、しまりを守る態度を育成し、個人や集団の向上に努め、好ましい人間関係を構築できる能力を育成する。
- (2) hyperQU、学習状況調査生徒質問紙等の結果を客観的に分析し、生徒理解に努める。

- (3) 生徒一人一人の心身の安全・安心を保証し、公的空間と私的空間での言動の区別ができる生徒、おしゃれと身だしなみの区別ができる生徒を育成する。
- (4) 問題行動の指導を行う際には客観的な正当性や適時性が保護者や外部の人々に説明できる指導を心がける。また、早期発見・早期対応に心がけ、速やかに情報を共有化し、学校組織として家庭・関係機関との連携・解決を図る。
- (5) いじめ防止対策推進法における「いじめの定義」を全職員で確認し、いじめを早期発見、早期解決に努めるとともに人権意識の向上を図る。
- (6) 特別支援コーディネーターを中心にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、全教員が継続的に不登校の解決に向けて取り組む。
- (7) 安全教育（生活安全・交通安全・防災安全）、防犯、避難訓練を計画的に実施し、生徒の安全管理体制を整備し、安全な行動がとれる力、危険回避能力を身に付けさせる。
- (8) 携帯電話・パソコン等の情報機器の使用について正しい情報モラルを身に付けさせる。
- (9) 健康教育を通して、自分自身の健康に対する関心をもち、健康を保持・増進しようとする態度を育む。
- (10) 舟渡小学校と連携し、授業態度やルール、学校生活習慣の共通指導事項を確認し、9年間の一貫した指導体制を作る。

3 学校教育相談について

- (1) 教育相談週間の実施やカウンセリングの充実を図り、生徒の心情を把握する体制づくりに努める。
- (2) 特別支援教育コーディネーターを中心に情報の共有化を図り、生徒と生徒、教師と生徒、教師と保護者の望ましい人間関係づくりに努める。
- (3) 特別支援コーディネーターを中心にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、全教員で共通理解を図りながらその解決に努める。

4 進路指導について

- (1) 進路指導計画に基づき、全学年において進路指導主任を中心とした組織的、系統的な進路指導の推進を図る。
- (2) 自己理解を深め、「生き方・在り方」を考えることを通して、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる。
- (3) 職場訪問、職場体験等、生徒自らが主体的に取り組むことで望ましい勤労観、職業観を培うキャリア教育の充実を図る。
- (4) 社会貢献や理想とする社会の実現のために自己の発想や工夫を生かそうとする意欲を育むためアントレプレナーシップ教育を実践する。

5 特別活動・その他

- (1) 学級活動を基本として、自己及び他者を理解・尊重する態度を育成し、望ましい人間関係を確立する。
- (2) 生徒会活動の充実を図り、生徒一人一人が自己を、集団を、プラスの方向に高めるよう支援し、自主的から自治的へ、そして自浄作用の働く集団に育てる。
- (3) 行事への意欲的な取り組みを通して、社会性、協調性、協力する態度を培い、集団や社会の一員として自ら進んで責任を果たす態度と自己を生かす能力を育てる。
- (4) 部活動は、一人一顧問を原則とし、外部指導員の積極的な活用を図り、生徒の意欲的な活動を推進し、学校全体を活性化させる。
- (5) 地域との連携を深め、地域の伝統行事へ生徒を積極的に参加させるなど地域の教育力を活用する。

6 小中一貫教育の推進

- (1) 舟渡小学校と授業参観等、教員の交流活動を定期的に計画し、互いを知る機会とする。
- (2) 舟渡小学校と連携し、9年間の「学びの連続性」を意識し、学力向上に向けた連携を推進する。

7 学校運営について

- (1) 分掌主任の進行管理を行い、担当者がそれぞれの責任と協力のもとに組織マネジメントを行い、ショートスパンの評価・改善を行う。
- (2) 各教員が分掌の仕事内容を理解し、積極的に役割を果たす。
- (3) 主任教諭は、主幹教諭を補佐するとともに、若手教員への助言・支援など指導的役割を果たす。
- (4) 施設・設備の安全点検を毎月行い、学校内外の環境美化と整理整頓に努める。
- (5) 学年会計、事務担当、管理職による学校予算の適切な執行管理を行う。
- (6) 校内研修を計画的に実施するとともに、全教員が研究授業を実施する。また、各自が個人の課題をもって外部研修に参加し資質の向上を図る。
- (7) 服務規律の厳正を図り、生徒・保護者から信頼される教育公務員としての自覚をもって全教職員で教育活動を行う。
- (8) 学校だより、学年だよりの発行やホームページを活用した学校広報活動に努める。
- (9) 幼稚園・保育園・小学校との連携に努めるとともに、学校公開やコミュニティースクール委員会、学校支援地域本部、学校防災連絡会、学校保健員会の開催、地域センターとの連携を図り、地域に根ざした教育に努める。

8 教職員として

- (1) 教育課程の完全実施（標準授業時数の確保、指導計画に基づいた授業、研究授業、週案の提出、記録等の提出）
- (2) 服務の厳正
 - 勤務時間の厳守（午前8時15分から午後4時45分まで）
 - 通勤経路の厳守（自動車通勤禁止）
 - 信用失墜行為の禁止
 - 体罰の厳禁
 - 個人情報・公文書管理の徹底（漏洩、紛失、消失、無断持ち出し、盗難）
 - 秘密を守る義務の厳守
 - 私費会計の報告の厳守（部活動も含む）
 - セクシャルハラスメントの厳禁
 - 長期休業中の勤務管理の徹底（朝の打ち合わせを行う）
 - 兼業・兼職の厳正
 - 政治的行為や争議行為の禁止
- (3) 人事考課制度の実施（自己申告の提出、面接）
- (4) 人権に配慮した教育活動の徹底
- (5) 報告・連絡・相談を密にした組織づくり
- (6) 勤務の心得
 - 勤務は朝のあいさつ、出勤簿に忘れず記入する。
 - 誰に対しても笑顔で親切に対応する。
 - 届け等の文書の提出を期日を守る。
 - 週案の記入はていねいに、授業のねらい、生徒の変容、時数の計算を記入する。
 - 教室には学校教育目標と学年・学級目標の掲示を掲示する。
 - 職員室、机前は常に整理・整頓する。
 - 生徒に指導する内容は、教師も実践する。（背中で教える）